

個別の現代的な課題やテーマに焦点化した 取組・教育等について

文部科学省 高等教育局 大学教育・入試課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

ハラスメント防止の取組について

文科省等におけるハラスメント対策に関する取組

- 「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について」(H11.3.30文部省高等教育局長通知)
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等の施行に伴うハラスメント防止のために講ずべき措置について(通知)」(R2.11.13文部科学省)
- 「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について(通知)」(R4.11.22文部科学省高等教育局長通知)

- 「第5次男女共同参画基本計画」(R2.12.25閣議決定)(抜粋)
第2部-Ⅲ-第10分野-2-イ-(2)
⑦大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。

- 「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(教職員向け理解・啓発資料)」(H30.12(独)日本学生支援機構)
https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt_shiryo.html
- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(H28.4 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

- 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(H18厚生労働省告示第615号・最終改正R2.1)(抜粋)
2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容
(1)…被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。
(4)「性的な言動」…を行う者には、労働者を雇用する事業主…、上司、同僚に限らず…、学校における生徒等もなり得る。
- 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(R2厚生労働省告示第2号)(抜粋)
2 職場におけるパワーハラスメントの内容
(1) 職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。(略)

- 法務省における人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- 人権相談・調査救済制度リーフレット(相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html
- 外国人のための人権相談について <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

◆相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にむけた積極的な取組をお願いいたします。

セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について

令和4年11月22日付 高等教育局長通知

趣旨

- 学生に対する性暴力等は、被害者の尊厳と権利を著しく侵害し、回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、学生に対する性暴力等を根絶するという断固とした方針の下、大学等においてその防止や行為者への厳正な対処に取り組むことが必要。
- 教育者として指導する立場にある教員が性暴力等を行うことは決してあってはならず、採用段階においても性暴力等の防止に向けた対応をお願いしたい。

大学等における性暴力等の防止に向けて取り組むべき事項

1. 性暴力等に対する方針等の明確化及びその周知・啓発

- ✓ 性暴力等の定義及び性暴力の行為者への厳正な対処等、性暴力等に対する方針の学内規則等への規定及びその周知・啓発
- ✓ 教職員に対する研修・啓発の実施
- ✓ 性暴力等に関する被害者の保護等についての学生への周知

2. 性暴力等に関する相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ✓ 相談窓口の設定及び構成員への周知
- ✓ 対応マニュアルの整備や担当者に対する研修等の実施
- ✓ 学外相談窓口の設置やオンライン相談、専門的な知識を有する職員の配置等の相談体制の充実
- ✓ 手当の支給を含めた相談窓口担当者となる教職員への支援
- ✓ 調査機関や調査の過程等の学内規則等への規定及びその周知

3. 性暴力等の事実があると思われるときの措置

- ✓ 事実関係の迅速かつ正確な確認
- ✓ 調査結果の被害者等や行為者への報告及び不服申立ての機会の確保
- ✓ 被害者等と行為者の接触回避や教育研究上の配慮・環境整備などの速やかかつ適正な被害者等への配慮
- ✓ 被害者に対する相談対応等の心理的支援

4. 性暴力等の行為者に対する措置

- ✓ 懲戒解雇処分も含めた懲戒処分等の厳正な措置の実施
- ✓ 懲戒処分等を行った場合の学内規則等に基づく公表

5. 性暴力等に関する相談等への対応における留意点

- ✓ 相談者等や行為者のプライバシーの保護及びその旨の周知
- ✓ 相談や調査協力等を理由とした不利益な取扱いの禁止及びその旨の周知

6. 再発防止に向けた措置

- ✓ 性暴力等に対する方針等の再周知、性暴力等の防止に関する研修等の適切な再発防止策の実施

7. 教員採用段階での取組

- ✓ 学生に対する性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認
- ✓ 虚偽記載があった場合に、採用取消や懲戒の対象になり得る旨の明示

 自大学等における取組について、改めて確認をお願いします。

大学におけるハラスメントに関する裁判で指摘されている事項

- ▶ 学生が教員から受けたセクハラ“一時加害”のみならず、正当な申立を行った被害学生等が被った継続的な修学上の不利益取扱“二次加害”についても不法行為に当たると認定。
- ▶ セクハラを行った教員個人や不利益取扱を行った教員個人の責任だけではなく、管理監督責任を有するはずの大学・学校法人という組織全体の使用者責任も認定。
- ▶ 抽象的概念である「安全配慮義務」について、具体的事例においてどのように扱うべきかを判示。

○損害賠償等請求控訴

(平成15年11月26日東京高等裁判所判決 平成14(ネ)2768) (抜粋)

第5 当裁判所の判断

3 被控訴人の使用者責任

被控訴人は、C教授に対し授業中にその内容と全く無関係な第三者の名誉を毀損する発言をすることを職務として許容していないのであるから、C教授の行為は被控訴人の事業の執行についてされたものではないと主張するが、C発言は、〇〇大学における講義時間中の教授としての発言、又は大学構内における教員としての発言であるから、C教授の被控訴人の教員としての行為と密接に関連するものであり、被控訴人の事業の執行につきされたものというべきである。

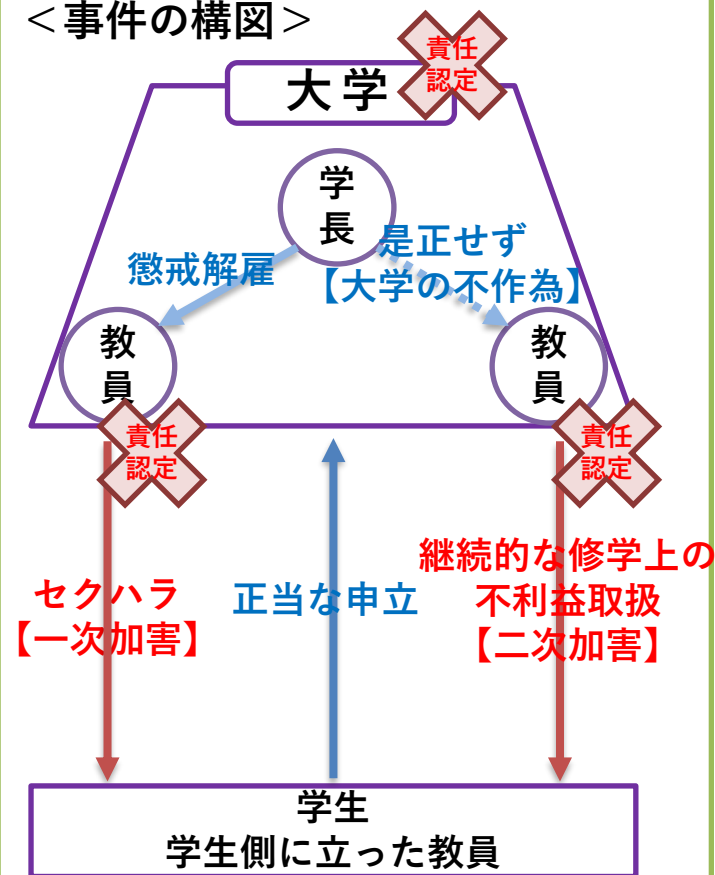
そうすると、被控訴人は、被用者であるC教授が違法なC発言をしたことについて、使用者として責任を負うものというべきである(民法715条)。

4 免責事由

(1) (略) 高等教育機関である大学の教員に教授の自由が保障されているというのは、教員の学問的な見解の表明として他の者の学問的業績等を批判することについては法的責任を問われないというものであり、講義の際の発言についてはその内容のいかんを問わず一切責任を負わないと保障されているわけではない。C発言の内容は、その学問的批判や見解の表明と評価し得るものではなく、控訴人及びセクシュアル・ハラスメントを受けた被害学生らの人格を攻撃し侵害するものであり、学問の自由、教授の自由によって保障されるものということとはできないから、C発言をしたC教授には不法行為が成立し、その雇用者である被控訴人は民法715条の使用者責任を免れるものではない。

(2) (略) 被控訴人が前記就業規則所定の懲戒権を適切に行使するなど何らかの適切な措置を採ったものと認めることはできない。以上によれば、被控訴人は、使用者としての監督義務を尽くしたということとはできず、民法715条所定の責任を免れることはできない。

<事件の構図>

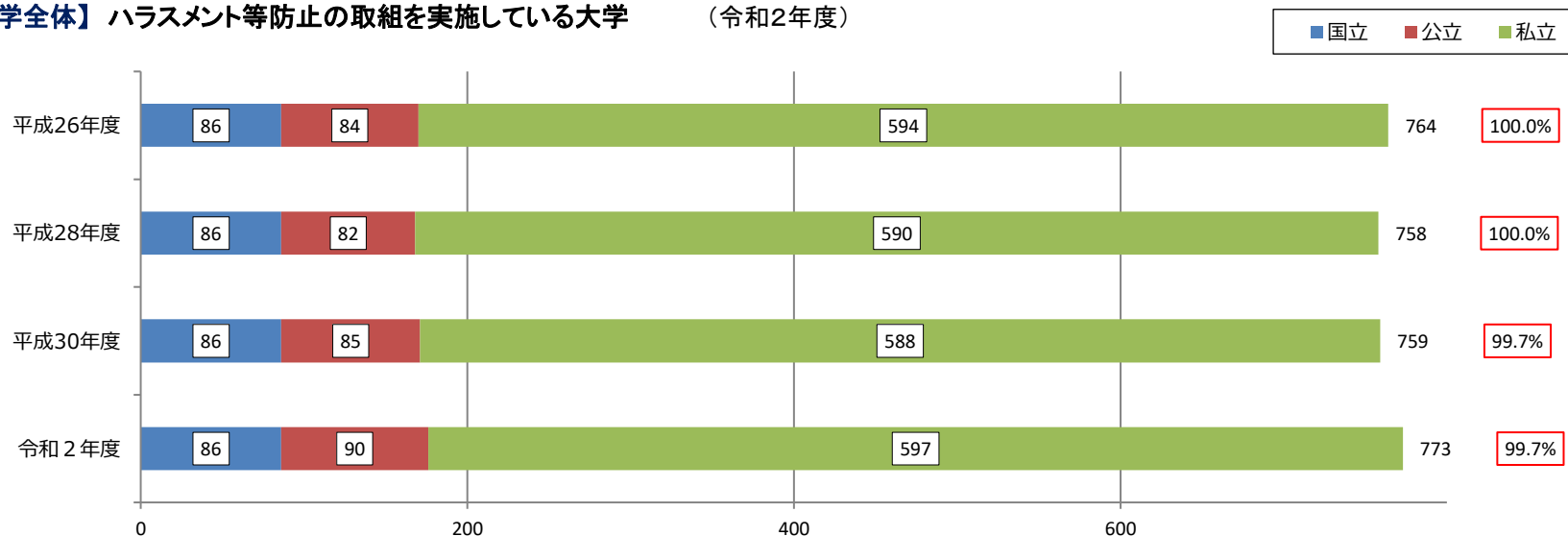


※ 事件の詳細とそこからの問題点・理念については、

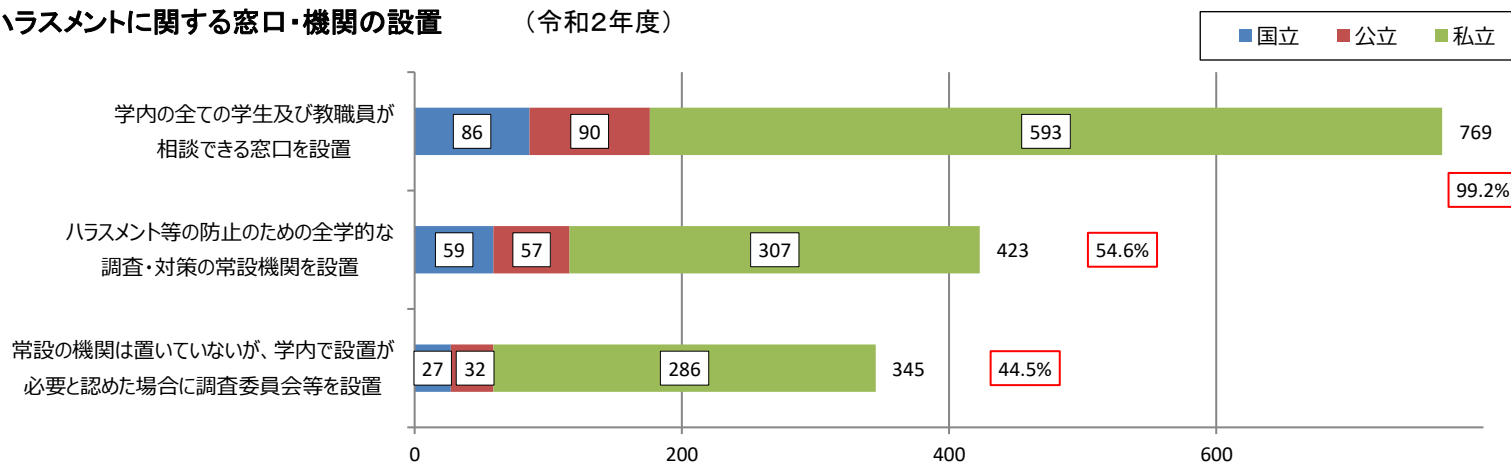
『大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法』(秦澄美枝、2018年)を参照のこと。

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 ハラスメント等防止の取組を実施している大学 (令和2年度)



【大学全体】 ハラスメントに関する窓口・機関の設置 (令和2年度)



※ハラスメントには、セクハラ、アカハラやパワハラ等を含む。
 ※平成27、29年度、令和元年度は、調査項目の隔年化のため調査していない。

出典:「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)

外部の機関を活用したハラスメント防止取組（例）

学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用【群馬大学 H18.4～】

学内の相談窓口のほか、学内相談員に相談しにくい場合への対応として、相談サービス・コンサルタント会社と契約し、専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 精神保健福祉士、臨床心理士等
- 手 段 電話：月～金（12～21時）、土日祝（9～17時）※年末年始は除く
mail：24時間

コンプライアンス相談窓口として契約した外部の機関を活用【東京大学 H26.7～】

学外の弁護士事務所と契約し、コンプライアンス事案のほか、ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 弁護士
- 手 段 電話：月～金（12～19時）※年末年始、お盆及び土日祝は除く
mail：24時間 等

ハラスメント対応の専門部署の相談員に学外の専門家を活用【名古屋市立大学 H19.3～】

全学的なハラスメント相談窓口にメンタルヘルスを専門とする外部機関のカウンセラー（臨床心理士）を学外相談員として配置。

- 利用者 教職員、学生等
- 相談員 臨床心理士
- 手 段 対面、電話、メール

大学におけるハラスメント対応等に関する参考参照文献

弁護士法人 飛翔法律事務所・編
『**キャンパスハラスメント対策ハンドブック**』
(一般財団法人 経済産業調査会、2014年／2018年改訂)

ハラスメント問題に詳しい法律実務家の立場から、セクハラ・パワハラ・アカハラという大学で問題となる全てのハラスメントの類型について執筆した実務書。

丹羽雅代／上田寛・共著
『**キャンパス・ハラスメントの状況と対策進化**
～相談員・カウンセラー/防止・調査委員/執行部の責任～』
(地域科学研究会高等教育情報センター、2015年)

ハラスメント対策の最前線を担う相談窓口担当者・相談員等にとっての自己研鑽・スキルアップの書、経営執行部にとっての対策進化に向けた実践的マニュアル書としての活用を狙って執筆されたもの。

北仲千里／横山美栄子・共著
『**アカデミック・ハラスメントの解決**
大学の常識を問い直す』
(有限会社寿郎社、2017年)

教育研究の場で起こるハラスメントの特質を理解した上で、大学でのハラスメントをどう解決していけばよいか、適切な介入によりハラスメント被害を抑えるために処方箋を提示。

秦澄美枝・著
『**大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法**』
(PHPエディターズ・グループ、2018年)

※注文販売につき一般書店では販売されないことに注意。

大学でのセクハラ事案を巡る裁判を経験した筆者が、裁判の経緯や判決の意義を詳述するとともに、「安全配慮義務」と「質保証」の概念に基づく時代の大学運営の在り方について論述。

ハラスメント防止に向けた先導的な取組事例

【広島大学】

ハラスメント防止に関する総合的なガイドラインの策定

学内外でのハラスメントの発生を防止するとともに、事後の適切な対応を徹底するため、大学のハラスメントに対する基本姿勢や手続き等をわかりやすく解説するガイドラインを策定・周知。



「広島大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン」
広島大学HPより

【特徴】

- 問題解決の過程について、具体的な「調整」の対応例等を示しつつ、必要な手続き、体制、措置等を説明（三言語(日英中)で配付)。その際、各対応の主体となる者・部局やその役割を明示。
- 厳密な調査等の前や途中であっても、被害の拡大の防止・被害者の救済措置等を行うこと（「調整」）を明記し、迅速に学生・教職員の就学・就労環境の保護に取り組む。

【検討過程】

- ハラスメント防止対策委員会の中に設置した、相談員ほか理系・法学分野の教員なども参加したワーキンググループにおいて案を作成し、また各部局からの意見を集約した。
- 現在、次の改定案のパブリックコメントを実施中。次年度から導入予定。

【効果】

- ハラスメント対応の手続きや、関係部署の役割が明確化され、学内での連携や相談後の対応が円滑化された。

【琉球大学】

ハラスメント行為者を対象とした再発防止プログラムの実施

ハラスメントの再発防止を図るため、大学がハラスメント認定をしプログラム受講勧告をした行為者に対して、再発防止プログラムを企画・実施。

【特徴】

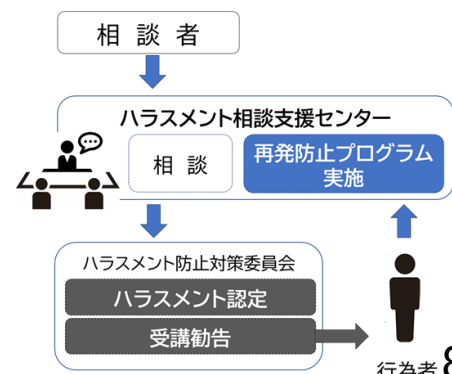
- 認知行動療法をベースに法的観点を取り入れた教育プログラム。事案における自身の行為の責任と選択について理解し、認知及び行動の変容を促す。法律と心理を専門とするハラスメント相談支援センター執行委員2～3名により実施。
- 全10回・1回90分のセッションを実施。8回のセッション（毎週1回）と2回のフォローアップ（1カ月後・半年後）で構成。状況に応じてオンラインでのセッションを提供。

【検討過程】

- DV加害者教育プログラムを参考に、事案・行為者ごとにハラスメント相談支援センター執行委員会にて実施内容を調整・検討。

【効果】

- 大学として、ハラスメントをさせない・許さない雰囲気醸成。
- 行為者が、自身のハラスメントに繋がる価値観、考え方やその影響に気づく。



（図：琉球大学提供）

大規模総合大学における 女子学生比率向上に向けた取組

大規模総合大学における女子学生比率向上に向けた取組①

◆女子学生の割合は年々向上しているところですが、特に大規模総合大学では、男子学生の比率が高いため、以下好事例を参考の上、更なる女子学生の進学率向上の観点で、各大学において積極的な取組をお願いします。

東京大学（国立）

○在学女子学生の母校訪問によるPR活動

⇒女子学生の出身高校で、東大の魅力・学生自身の体験について広報

○女子中高生向け応援メッセージ動画やイベントレポート、学生生活レポート等をHPやSNSで発信

- ⇒ 1. 大学で実施されている多様性推進の取組み等について、イベントレポート、学生生活レポート等を在学生等からHPで情報発信（スペクトル-Campus Voice-）
2. 女子学生によるトークセッション、東大ならではの教育プログラム・体験活動、東大で学ぶ女子学生たちのリアルな姿等について、女子中高生向け大学生活紹介冊子で情報発信（Perspectives）



○女子中高生向けの進路選択イベント、女子高校生のための東京大学説明会 等

○女子学生向けの住まい支援

- ⇒自宅からの通学が困難な女子学生のため、キャンパス至近の居室の確保並びに家賃の支援
1. 支援対象者：自宅から本学までの通学時間が90分以上であること 等
 2. 支援対象物件：東京大学が提携する民間等の居室 100室程度 等
 3. 支援期間：入学から最長2年間
 4. 支援内容：月額家賃等の一部を補助（月額30,000円）



○女子学生への奨学金による支援

- ⇒ 1. 女子学生比率向上に向けた取組みに賛同した企業・団体等からの寄附による奨学金の創設
2. 女子学生同窓会と連携した奨学金の創設

（令和2年度実績）

東京大学エンバ・ユナイテッド・ホールディングス奨学金 支援人数：6名

東京大学女子学生奨学金 支援人数：4名

東京大学さつき会奨学金 支援人数：28名

（参考）本学独自奨学金：https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_04.html



大規模総合大学における女子学生比率向上に向けた取組②

東北大学（国立）

○東北大学サイエンス・エンジェル（SA）」制度の創設

⇒次世代育成の一環、理工系女性研究者の育成を目的とし、2006年に自然科学系の女子大学院生を構成員として制度開始。2021年より人文・社会科学系の女子大学院生にも対象を拡大。SAは小中高校生に対して科学の魅力を伝えることを目的とし、科学イベントや出張セミナーの開催、女子大生の日による研究発表や交流会、noteによる様々な記事の配信等を実施。

○東北大学工学系女性研究者育成支援推進室（ALicE）の設置

⇒工学系分野で女性が安心してキャリアを継続できる社会の実現を目指して、2013年に東北大学工学系女性研究者育成支援推進室、通称「ALicE（アリス）」を設置。工学系部局における女性研究者支援、育児や介護を行う教職員への支援（男女問わず）、次世代育成など、男女共同参画活動を継続的に実施。女子高等学校への出張講義、研究支援要員派遣、ベビーシッター利用料等補助、託児室や静養室の整備。



○女子学生専用の学生寮の設置、女性薬学研究者育成チームの設置 等

早稲田大学（私立）

○小中学生（男女問わず）を対象とした科学実験教室（ユニラブ）の実施

⇒早稲田大学理工学術院が主催する小中学生のための科学実験教室。実験や工作を自ら体験することを通じて、小中学生が科学・技術に対する興味や関心を高める機会を提供するとともに、広く大学を社会に公開することを目的。

○女子学生向けの奨学金の設置

⇒稲門女子ネットワーク奨学金（早稲田大の女性校友会組織からの支援による奨学金）
対象：研究科学生または学部学生であって、在学年数が所定の修業年限内であり、高度の研究能力と豊かな見識を有する女子学生
支給人数：毎年度2名、支給額：年額300,000円



○提携先高校への実験教室の提供、女性ロールモデルとの交流会イベント 等

総合的な英語能力の育成・評価に関する 取組の好事例

総合的な英語能力の育成・評価に関する取組の好事例

立教大学

- 創立150周年の2024年に向けて、**CLIL**※を基盤とした新たな英語、学部の専門分野を英語で学ぶ力を身に付けるとともに、**変化の激しい社会を「生き抜くための力」を段階的に習得することができる英語教育カリキュラムの構築**に取り組む。

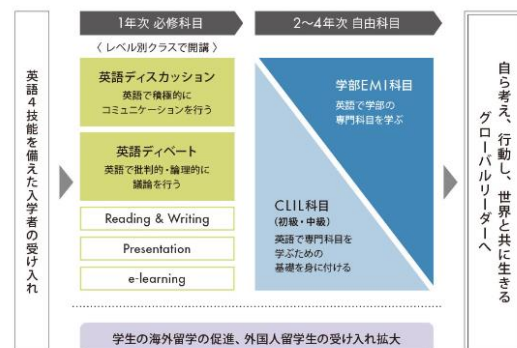
※ Content and Language Integrated Learning : 内容言語統合型学習
 特定の内容（分野やトピック）を目標言語を使って学ぶことで、両者をバランスよく身に付ける教育方法。
 言語を通じ、様々な課題について他者と対話し、深く思考し、他者や社会を理解することで、自己のアイデンティティを造ることをその理念とする。

【専門領域を英語で学ぶための段階的カリキュラム】

- 2020年から、英語4技能を総合的に学ぶ1年次の英語必修科目に、少人数・能力別編成の「**英語ディベート**」を新設。グループワークを通じて、情報収集力、論理的・批判的思考力等を養う。
- 2年次以降は、専門科目を英語で学ぶ土台となる力を身に付ける「**CLIL科目**」や、各学部等が英語で開講する専門科目「**学部EMI※科目**」を配置し、**段階的に英語力・思考力等を高める**。

※ English as a Medium of Instruction

■ 新英語教育カリキュラムにおける4年間の学びの流れ



【カリキュラムの管理運営】

- CLILやCEFRを踏まえ、各英語科目について全学共通の学習到達目標や、授業計画、教材、評価基準（ルーブリック）を策定。教員間での共通理解や、授業内容・評価方法の統一を図る。
- 学習到達目標等は、4年間の英語教育を通じて、段階的に高度な英語力と深い思考力を身に付けられるように設計。
- 授業科目毎に設置する担当の専任教員・非常勤講師等からなる委員会において、**授業の検証・改善等**を図る。

神戸女学院大学

- 社会のグローバル化に対応できるよう、2013年4月に共通英語教育研究センターを発足し、2014年4月から新カリキュラムを開始。
- 1・2年次の共通英語を、**3年次以降の専門教育と連携**させるとともに、英語力別のクラス編成や、Honors English Program、通訳・翻訳プログラムなど高い英語力・意欲を有する学生向けの取組も実施するなど、**学生のニーズに応じた英語教育プログラムを全学的に整備**。

【共通英語教育の強化】

- 1年次は週4回英語の必修科目を設定。
- 各科目に配置される**コーディネーター教員がシラバスを作成し、授業内容、教材、スケジュール、評価方法等を統一**するとともに、**非常勤講師への説明会や学期末の授業の検証・改善**を実施。

<共通英語教育における授業科目>

Communication in English	英語の基本表現を学び、自分の意見を述べる力を身につける
Communication in English II	自然な発音でディスカッションする力を身につける
Reading and Writing English	オリジナルテキストを用いて文法と読解力の基礎を学ぶ
English in Practice I・II	所属学科の専門領域に関する知識・語彙力を高める
English for International Communication I・II	TOEIC®のスコアアップをめざす
English Workshop	自身の関心領域を英語で学び・表現できる力を鍛える

【ESP※教育を全学的に導入】※ English for Special Purposes（専門分野の英語）

- 3年次以降に必要な英語での講読・論文作成・プレゼンテーション等の能力の育成に向けて、**専門分野の基礎を英語で学ぶ「English in Practice」**を1・2年次の後期に配置。
- 各学科の専分野の入門書や専門書を活用し、1年次では、各分野に関連した英語4技能の基礎を身に付けることを目標とし、2年次では、基本的な概念等を英語で理解することを目指す。

個別の現代的な課題やテーマに焦点化した教育

- ・消費者教育
- ・人権教育、差別の解消
- ・知財教育
- ・キャリア教育、ワークルール教育
- ・主権者教育
- ・租税教育
- ・ギャンブル等依存症問題教育
- ・デザイン思考

消費者教育の推進について

◆消費者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○消費者教育の推進に関する法律（H24.8.22法律第61号）

○消費者教育の推進に関する基本的な方針（H25.6.28閣議決定／H30.3.20変更）※消費者教育の推進に関する法律第9条

大学等は（中略）悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくなく、学生からの相談に対応するほかにも、**学生に対し、契約を含む各種の消費生活や消費者問題に関する情報や知識を積極的に提供する機会を拡大していくことが求められる。**

大学等では、学生のみならず、**教員・職員に対しても、消費者教育を実施する必要がある。**また、大学等における学生の生活支援を行う担当部局等においては、適切な対応等ができるよう、**地方公共団体（消費者行政担当部局や消費生活センター等）や関係団体との連携の枠組みを構築することも重要である。**連携を進めるために、**消費者教育推進地域協議会への参画を促すことも効果的**と考える。そのため、関係団体が実施する研修の場等を活用し、大学等の教職員に対し、消費者問題に関する啓発、情報提供を行う。

○消費者基本計画（R2.3.31閣議決定／R3.6.15改定）（抜粋） 第5章4（1）消費者教育の推進

大学等における消費者教育については、**入学時にオリエンテーションを実施するなど、被害防止のための大学等の取組の実施を促すとともに、教養課程、専門課程、市民向けの講座等での消費者教育の導入事例について広く収集し、大学等と共有する。学生等の地域の消費者教育活動への積極的な参画を促進する。**

消費者教育の推進について

- 大学等及び社会教育における消費者教育の指針(H23.3.30/H30.7.10改訂)(抜粋)
 - 第2 3 大学等における消費者教育の内容及び方法 (1) イ 教育・研究
 - 例えば、**全学共通科目の中で消費者教育に関する科目を開設している大学等もあり、このような取組を参考に、体系的・総合的に消費者教育を展開することが期待される。国においても、そのような大学等の多様な取組を促進することが重要である。**
 - 特に、将来、消費者教育を担う人材となる**教員の養成課程においては、教員育成協議会(教員の任命権者である教育委員会と大学等との協議の場)などを活用し、現場のニーズの伝達や今後の方策等についての検討を行うことも考えられる。**
 - なお、教員育成協議会を活用し、消費者教育について検討する際には、**消費者行政部局も必要に応じて参画させるなど、消費者教育に関係する主体の連携・協働のもと検討されることが望ましい。**

- 成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について(通知)(H30.7.23)
 - 1 消費者教育の推進 (2) 大学等における消費者教育の推進
 - 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を参考として、消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義等における消費者教育に一層積極的に取り組むことが必要であること。**

- 「消費者教育の推進について」(総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)
文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/
- 「消費者教育に関する取組状況調査等」(総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)
文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1416113_00002.htm
- 高校生(若年者)向け消費者教育教材、生徒用教材・教師用解説書 → 「社会への扉」、「社会への扉・教師用解説書」 消費者庁HP(消費者庁消費者教育・地方協力課)
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

<参考>各大学の教育の例

大学名	[開設学部等]／授業科目名／(概要)	主な対象・科目種類	備考
筑波大学	[全学類] ファーストイヤー・セミナー(学生生活を安全に過ごすため、悪質商法の対処法などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:つくば市消費生活センター相談員等
金沢大学	[共通教育科目] 大学・社会生活論(消費者被害に遭わないために、法規則やトラブルの生じやすい取引類型などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:石川県消費生活支援センター職員等
三重大学	[教育学部] 消費者教育論(現代の消費生活や消費者問題に関する理解を深め、消費者教育の重要性を認識し、その基本的な知識を習得する)	1年次・必修科目	

※各大学のR4年度シラバス等を参考に文科省にて作成

人権教育、差別の解消の推進について

◆人権教育・啓発、差別の解消の推進について 積極的な取組をお願いいたします。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12.12.6法律第147号)

○人権教育・啓発に関する基本計画(H14.3.15閣議決定/H23.4.1変更)(抜粋)

第2章 1 人権を取り巻く情勢

(略)現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており(略)

第4章 1 (1) ア 学校教育

(略)高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」(28生社教第1号H28.6.20付通知)(抜粋)

(略)特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

○「『部落差別の解消の推進に関する法律』の施行について」(28生社教第15号H29.2.6付通知)(抜粋)

(略)特に、**第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定**されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(H31.4.26法律第16号)

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(元教参学第30号R1.11.25付通知)(抜粋)

(略)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」においては、**ハンセン病の患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されるとともに、その名誉の回復のため、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずることとされました。**

令和元年7月12日に閣議決定された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」においても、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組めます」とされています。

ついては、各位におかれてもこれら法律等について十分了知されるとともに、その趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力をお願いいたします。

○「ハンセン病に関する更なる教育の推進について」(3高大振第17号R3.10.4付通知)

知財教育の推進について

◆知財教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○知的財産基本法(H14.12.4法律第122号)

○知的財産推進計画2022(2022.6.3知的財産戦略本部決定)(抜粋)

Ⅲ. 7. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化 (3)知財を創造・活用する人材の育成
(1)現状と課題

大学における知的財産教育においては、教育関係共同利用拠点として認定した山口大学より、他大学への知財教育のカリキュラム等の導入が拡大しつつある。また、大阪工業大学では、知的財産専門職大学院の講座について専門実践教育訓練給付制度の対象として厚生労働大臣の指定を受けていたり、「知的財産学」の教育課程を編成する際の参考とすることを目的とした「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を2022年2月に作成して公表するなどの動きも見られる。

(2)今後取り組むべき施策(大学等における知財教育の推進)

知財教育に関する「教育関係共同利用拠点」として認定された大学の知財教育のカリキュラムや導入プロセスを、知財教育の導入を検討している大学に対して共有することで、当該大学における知財教育の教育課程への円滑な導入を推進する。

大学における知的財産教育の事例 - 山口大学 -

特色

- 共通教育において**知的財産教育を必修化**(1年生全員 約2,000名)
- 知的財産教育として、初年次向けの「知的財産入門」～法律系7科目、学部専門系8科目、大学院生必修「知的財産特論」、学部開講分6科目を実施

【期待される効果】

- 専門分野に加え、知的財産全般に対する基礎的知識・対応力を有する人材の育成による、日本の知財経済社会基盤の強化
- 実践的な知的財産知識・スキルの獲得を目指した教育を実施することによる、学生の就業力の向上

単発的知財啓発から、大学での体系化された知財教育

知財教育の必修化・体系化



文・理のバランスのとれた知財教育



(注) 山口大学提供資料に基づき、文部科学省が作成。

既に保有している知財教育の資源

① 知財教育教材・授業ノウハウ一式



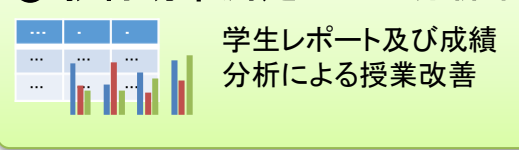
・指導書
・授業ビデオ
・アクティブラーニング
・反転学習

テキスト スライド ワークシート(小テスト・宿題) 動画教材(反転学習、予習・復習にも)

学部用 大学院用(専門職含) 教職課程用

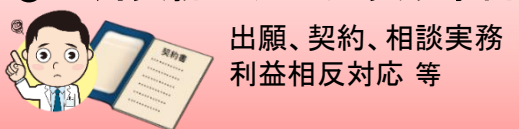
各種教材を、対象学生別に開発

② 教育効果測定データ・分析等



学生レポート及び成績分析による授業改善

③ 知財実務 ノウハウ・実践事例



出願、契約、相談実務 利益相反対応 等

資源を生かし、教職員研修プログラムの提供・支援

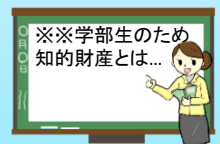
- 知財教育ノウハウの提供
- 知財研修の実施
- 講師派遣
- コンサルテーション
- 教材開発支援

※URA(リサーチ・アドミニストレーター) 研究者とともに、研究企画立案、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等を行う人材群

全国の大学に普及・定着

教育のニーズに即したFDメニューの提供・支援 (教材提供、教材開発支援、教授法の研修等)

- 1 学部**教養**教育用メニュー
…著作権, 研究者倫理, 効果測定等の大学教育全般への対応
- 2 学部**専門**教育(文理とも)用メニュー
…ものづくり教育, デザイン科学教育に伴う知財実務等、専門教育への対応
- 3 **大学院**教育(文理とも)用メニュー
…研究者倫理含む知財教育実施支援
- 4 教育学部・**教職**大学院用メニュー
…教職で必要な知財の知識と実務処理



組織のニーズに即した研修メニューの提供・支援 (実践事例に基づくオーダーメイド型セミナー、ワークショップ等)

- 1 URA(リサーチ・アドミニストレーター)※**セクション**用メニュー
…特許情報分析, 戦略分析等
- 2 **産学連携セクション**用メニュー
…知財概要, 知財情報の取得と分析, 契約実務(産業財産系・著作権系), 実践的紛争処理と交渉術
- 3 **利益相反と兼業判断セクション**用メニュー
…知財概要と利益相反判断を含めた総合的処理
- 4 **全教職員**用メニュー
…著作権法, 商標法, 不競法等の知財(コンテンツ含む)管理の実務等



キャリア教育の推進について

◆キャリア教育（ジョブカード、労働法制の普及にかかるとる取組を含む）の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○職業能力開発促進法（S44年法律第64号（H27.10改正））

新設：第15条の4 職務経歴等記録書の普及

○新ジョブ・カード制度推進基本計画（H27.10ジョブ・カード制度推進会議）（抜粋）

7（9）大学等 新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、**学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。**

○厚生労働省HP ジョブ・カード制度総合サイト（H27.12.1～）

<http://jobcard.mhlw.go.jp>

○学生に対する新ジョブ・カードの活用推進について（27文科生第634号能発0315第3号

H28.3.15付文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局長、厚生労働省能力開発局長通知）

1 学生の新ジョブ・カードの活用促進に当たっての観点

2 活用方法等

○ジョブ・カード様式の改正及び「キャリア・プラン作成補助シート」の導入について（29文科生第834号開若発0329第1号H30.3.29付通知）

○労働法のハンドブック「これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q&A」の周知及び活用について(H27.4.14付事務連絡)(抜粋)

○「これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂(H30.4.3付事務連絡)(抜粋)

(改訂箇所: H27.4~H29.10までの法令改正等を反映、「過労死ってなんだろう・・・?」のページを追加)

ハンドブックでは、働き始める前やアルバイトで働く際に、参考となる労働法の知識がまとめられており、このハンドブックを活用することで、学生がアルバイト時や就職後において、労働関係法令に違反した状態で労働に従事させられることを防ぐことや、トラブル時に適切に対処できるようになることが期待されます。

雇用と労働を巡る問題を扱う授業やキャリア教育の一環として学生の職業意識を高めることを目的とした授業、又はアルバイトをしている学生や就職活動中の学生を対象としたセミナー・ガイダンス等、幅広く活用ができるものと考えられますので、貴学・貴校での御活用及び所属の学生に対する周知を積極的に行っていただくようお願いいたします。

○厚生労働省HP 「これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

主権者教育の推進について

◆主権者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

- 公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(H27.6.15)
- 公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について(依頼)(27文科高第422号H27.7.28付高等教育局長通知)(抜粋)
 - (中略) 大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、今回の改正法について入学時のオリエンテーション等の機会を通じた学生への周知や、学生の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等について、学生や大学の実態等も踏まえつつ、積極的な取組を御検討いただきますようお願いいたします。
- 第24回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発に対する協力について(依頼)(28文科高第219号H28.5.13付高等教育局長通知)(抜粋)
 - (中略) 若者の政治参加意識の向上を図るための有意義な取組として、大学、短期大学及び高等専門学校におけるキャンパス内での期日前投票所の設置、学生の投票・啓発事務への参画、高等専門学校における副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した主権者教育などが挙げられます。
 - ついては、大学等においては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、これらの取組の実施について積極的に検討いただきますようお願いいたします。

租税教育の推進について

◆租税教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○平成23年度税制改正大綱(H22.12.16閣議決定)(抜粋)

第2章 1. (2)租税教育の充実

(略)本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や**大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。**

○第13回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項について(周知)(R4.1.7付事務連絡)(抜粋)

○ 合意事項

- 1 学習指導要領の着実な実施
- 2 「租税教育の充実」について一層の周知徹底等
- 3 租税教育の充実に向けた具体的取組

○国税庁HP(税の学習コーナー>租税教育用教材>租税教育の事例集)

<http://www.nta.go.jp/taxes/kids/kyozai/jireishu/index.htm>

ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について

◆ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○ギャンブル等依存症対策基本法(H30.7.13法律第74号)(抜粋)
(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議(H30.7.5参議院内閣委員会)

五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

○消費者庁HP(若者向け啓発資料、相談窓口等を掲載)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

デザイン思考教育の推進について

◆デザイン思考を取り入れた教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

デザイン思考とは：

社会の課題やニーズを生活者や利用者の視点で見極めイノベーションを生み出す手法とされ、デザイン思考を取り入れた教育は、前例のない問題や未知の課題を解決するための人材育成において有益な側面があると考えられます。

<参考>デザイン思考を取り入れた各大学の取組事例

大学名	組織等	取組の概要
東京工業大学	デザイン・エンジニアリングコース	既存の科学・工学体系を俯瞰的に理解しながらもその枠に囚われずに、人類が抱える様々な課題の解決に寄与し、社会で求められる新たな技術・価値・概念の創出に貢献できる能力（エンジニアリングデザイン能力）の涵養を目標としたデザイン・エンジニアリングコースを修士課程及び博士後期課程に開設。
慶應義塾大学	システムデザイン・マネジメント研究科	科学技術領域、社会領域、人間領域を問わず、広く「システム」という共通の視座から問題解決に取り組む大学院として開設。 環境共生、安心・安全、最先端技術、国際協調、危機管理といった社会のニーズを考慮しつつ、あらゆる分野についてシステムの観点から研究と問題解決を行っている。
九州大学	芸術工学研究院	学部・研究科にまたがる教員組織である芸術工学研究院において、デザイン思考のアプローチをエンジンとした「世界的デザイン教育・研究拠点構想」に基づき、国際、地域、学内の3つの分野で、部局内、部局外を結ぶ領域横断的研究教育活動を推進。

※各大学のHP等を参考に文科省にて作成